

(プレスリリース資料)

現行の漁業法制度を廃止し、「海洋と水産資源は国民共有の財産」を基本理念とする新法の制定と新たな漁業・水産業の制度・システムを構築する

～日経調 第2次水産業改革委員会 中間提言～

2018年7月26日

一般社団法人 日本経済調査協議会

第2次水産業改革委員会

委員長 高木 勇樹

主査 小松 正之

本年は明治漁業法（1910年）から108年、戦後の漁業法制定（1949年）から69年が経過し、この間に漁業・水産業と魚食を取り巻く環境が激変する中で、その制度・システムの基本は変わっていない。

このままでは日本の漁業・水産業は、世界の潮流と経済社会の変化に対応できず魅力の乏しい産業として衰退するとの危機意識のもと、徹底した現状分析と海外事例も参考にしながら、現行の制度・システムの検証作業を行ってきた。

日本は、国連海洋法条約の発効（1994年）以降においても、水産資源は誰のものでもない無主物とし、漁業者の調整と漁業の民主化を漁業法制度の基本理念としたまま変更を伴っていないことから、現行の制度・システムの延長線上での当面の課題への対応にとどまり、2001年に制定された水産基本法による度重なる水産基本計画の実施においても漁業・水産業の衰退に歯止めがかからず、悪循環（負のスパイラル）に陥っている現実がある。

今後は加速度的に社会経済状況が変化する中で、新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像（あるべき姿）への転換は必然であり、急ぐべきとの共通認識に至った。

この共通認識のあるべき姿の骨子（基本原則）とともに、その具体的な提言と実現工程表（「あるべき姿」の基盤づくりと「あるべき姿」への移行・実現）を提示する。

基本原則1：海洋と水産資源は国民共有の財産

基本原則2：科学的根拠に基づく水産資源の持続的利活用

基本原則3：新たな漁業及び養殖業の許可制度の確立

基本原則4：譲渡可能個別漁獲（生産）割当（ITQ）方式の導入

基本原則5：持続可能な自立的漁業経営の樹立

基本原則6：国際社会の動向の反映と消費者マインドの確立

基本原則7：水産予算の大幅な組み替え

基本原則8：新たな制度・システムの構築

【問合せ先】

担当：竹内 信彦 (Tel:03-3442-9400、e-mail:n.takeuchi@nikkeicho.or.jp)